

## 「山口県食の安心・安全推進基本計画（第3次改定版）」（素案）に対し、 提出された意見とそれに対する県の考え方

### 【県民の意識調査、これまでの成果に関するもの】（4件）

| No. | 意見の内容  | 意見に対する県の考え方   |
|-----|--|---|
| 1   | P 5 -<br>「食に対する県民の意識」で「毎年度、県政世論調査を実施」、とあり、下方に直近調査方法の内容記述ありましたが、まず調査方法の記述と過去調査の回答率を項目冒頭に明示願います。   | 県政世論調査の概要について、記載の重複を避け、項目の最後一括にまとめて記載しています。   |
| 2   | 「食品に対する不安の要因」<br>「食品関連事業者に望む取組」<br>「消費者に必要な取組」<br>「県に望む取組」の図示ありますが、「直近県政世論調査結果」なのか、「複数年県政世論調査結果平均値」なのか不明です。当該内容明示の上で、「複数年県政世論調査結果」で各案件%値に大きな変動無いか、大きな変動ある項目はその旨明示願います。   | グラフの数値は直近の県政世論調査結果となります。<br>過去の県政世論調査結果につきましては、「食の安心総合情報ホームページ」で公開しています。<br><a href="https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/39/19469.html">https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/39/19469.html</a> |
| 3   | P 7の直近の「県政世論調査（概要）」では、「有効回収数（率） 1,368（45.6%）」となっております。回答率が半分以下の調査を元に施策を決定したなら、実態を見誤る恐れありますこと充分御留意願います。   | いただいた御意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。  |
| 4   | P 9<br>「数値目標の達成状況」の判断が一部不適切不適正です。再確認実施願います。<br><br>＜エコやまぐち農産物認証件数＞<br>基準値 555 件、最終値 442 件、目標値 650 件、達成状況 68.0%<br>…「基準値から目標値への認証件数増件」を目標としたはずの項目で「基準値＞最終値」では「達成状況 0%」のはずです。（「（基準値+目標値）/2=最終値」で初めて達成状況 50%のはずです。）<br><br>＜食品営業施設の監視指導実施率＞<br>基準値 86.3%、最終値 44.3%、目標：維持する、達成状況 51.3%<br>…「基準値を維持するのが目標だった項目」で「基準値＞最終値」では「達成状況 0%」のはずです。<br><br>＜輸入食品の安全性に関する県民の不安＞<br>基準値 83.0%、最終値 R4 年度 84.9%、目標：減らす、達成状況 97.8%<br>…「基準値よりも減らすのが目標だった項目」で「基準値＜最終値」では「達成状況 0%」のはずです。<br><br>＜人口 10 万人当たりの食品の検査件数＞ | 達成状況について、実績÷目標値×100（%）で計算しています。   |

基準値 263 件、最終値 149 件、目標：維持する、達成状況 56.7%

…「基準値を維持するのが目標だった項目」で「基準値>最終値」では「達成状況 0%」のほ  
ずです。

<表示適正事業所数(累計)>

基準値 5 事業所、最終値 5 事業所、目標値 20 事業所、達成状況 25.0%

…「基準値から目標値への事業所数増」を目標としたはずの項目で「基準値≥最終値」では「達成状況 0%」のほ  
ずです。(「(基準値+目標値)/2=最終値」で初めて達成状況 50%のほ  
ずです。)

<食品表示責任者数>

基準値 2,398 人、最終値 1,996 人、目標値 2,700 人、達成状況 73.9%

…「基準値から目標値への責任者数増」を目標としたはずの項目で「基準値>最終値」では「達成状況 0%」のほ  
ずです。(「(基準値+目標値)/2=最終値」で初めて達成状況 50%のほ  
ずです。)

<食品表示合同パトロールの実施店舗数>

基準値 249 店舗/年、最終値 187 店舗/年、目標：維持する、達成状況 75.1%

…「基準値を維持する」事を目標としたはずの項目で「基準値>最終値」では「達成状況 0%」のほ  
ずです。

<リスクコミュニケーションの実施回数>

基準値 38 回/年、最終値 21 回/年、目標値 45 回/年、達成状況 46.7%

…「基準値から目標値への実施回数増」を目標としたはずの項目で「基準値>最終値」では「達成状況 0%」のほ  
ずです。(「(基準値+目標値)/2=最終値」で初めて達成状況 50%のほ  
ずです。)

<食の安心コミュニティ活動リーダー登録者数>

基準値 67 人、最終値 59 人、目標：維持する、達成状況 88.1%

…「基準値を維持するのが目標だった項目」で「基準値>最終値」では「達成状況 0%」のほ  
ずです。

<若い世代を対象とした講習会等への参加者数>

基準値 295 人/年、最終値 84 人/年、目標値 500 人/年、達成状況 16.8%

…「基準値から目標値への参加者数増」を目標としたはずの項目で「基準値>最終値」では「達成状況 0%」のほ  
ずです。(「(基準値+目標値)

|   |  |
|---|--|
| <p>/2=最終値」で初めて達成状況 50%のほずです。)</p> <p>&lt;食品に対する県民の不安&gt;<br/> 基準値 71.3%、最終値 R4 年度 73.3%、目標：減らず、達成状況 97.3%<br/> …「基準値よりも減らずのが目標だった項目」で「基準値&lt;最終値」では「達成状況 0%」のほずです。</p> <p>&lt;食育に関心を持っている県民の割合&gt;<br/> 基準値 74.0%、最終値 73.8%、目標値 90%以上、達成状況 82.0%<br/> …「基準値から目標値への実施回数増」を目標としたほずの項目で「基準値&gt;最終値」では「達成状況 0%」のほずです。</p> |  |
|---|--|

【今後の取組に関するもの】(14 件)

| No. | 意見の内容  | 意見に対する県の考え方  |
|-----|--|--|
| 5   | P 12-P 13<br>「改定の視点」の記述ありますが、「第 2 次改定」の基本計画からどこをどう変えたのか不明確です。改定点を概要でもかまいません明示願います。   | 改定の概要は、「第 4 章 2 食の安心・安全の確保の推進に向けた重点的な取組」に示したとおりです。   |
| 6   | P 17<br>【目標となる指標】の<br>・鳥インフルエンザモニタリング実施率<br>・動物用医薬品の使用実態調査実施率<br>・貝毒プランクトンモニタリング実施率<br>(基準値、目標値いずれも 100%)<br>は、「山口県食の安心・安全推進基本計画」とは関係なく 100%実施の維持が必須と思われます。<br>他指標を追加すべきと考えます。 | ・鳥インフルエンザモニタリング実施率<br>農林水産省で作成されている特定家畜伝染病防疫指針に基づき行っていますが、食の安心・安全にも繋がる取組と考えていることから「目標となる指標」としています。<br>・動物用医薬品の使用実態調査実施率<br>獣医師や農場主が動物用医薬品を使用する方法を間違えた場合、動物用医薬品が畜産物に残留し、食の安心・安全を脅かす恐れがあります。動物用医薬品の適正使用に向け、本県ではその使用方法を県職員が毎年確認する取組を行っており、「目標となる指標」としています。<br>・貝毒プランクトンモニタリング実施率<br>県では、農水省で作成されている「二枚貝等の貝毒のリスク管理に関するガイドライン」等に基づき、貝毒プランクトンモニタリングを行っています。<br>「山口県食の安心・安全推進基本計画」と関連して 100%実施を維持していくことが、食の安心・安全に繋がると考えており、「目標となる指標」としています。 |
| 7   | P 9 で前回基本計画で「生産段階での安全性の確保」の項目に挙げられていた「エコやまぐち農産物認証件数」(未達成)が【目標となる指標】から欠落しております。<br>指標からの除外理由を明示願います。  | 「エコやまぐち農産物認証件数」について、この取組は、化学肥料や化学農薬を削減するなど「環境に配慮した農産物」を認証するしくみです。この取組を所管部局において、脱炭素(農業の自然循環機能の増進)に位置付けた取組として見直したことに加え、他の県計画との整合   |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    |   | 性等も考慮し、本計画における指標としないこととしました。                               |
| 8  | P19<br>【目標となる指標】の<br>＜輸入食品の安全性に関する県民の不安＞<br>基準値 84.9%（令和4年度）、目標：減らす<br>…前回基本計画基準値 83.0%（P8）を最低限<br>目標値とした上で「極力減らす」とすべきと考えます。  | 本計画は、計画期間を令和4年度から令和8年度としていることから、現状を基準値とし、目標となる指標を設定しています。  |
| 9  | P21<br>P9で前回基本計画で「関係機関が連携した食品表示の監視」の項目に挙げられていた「食品表示合同パトロールの実施店舗数」（未達成）が【目標となる指標】から欠落しております。指標からの除外理由を明示願います。  | 食品表示の監視について、合同パトロールを含めた「食品表示監視実施件数」を新たな指標項目としています。         |
| 10 | P22<br>【目標となる指標】の<br>＜食の安心コミュニティ活動リーダー登録者数＞<br>基準値 59人（令和3年度）、目標：維持する<br>…前回基本計画基準値 67人（P8）を目標とすべきと考えます。  | 本計画は、計画期間を令和4年度から令和8年度としていることから、現状を基準値として、目標となる指標を設定しています。 |
| 11 | P25<br>【目標となる指標】の<br>＜食品に対する県民の不安＞<br>基準値 73.3%（令和4年度）、目標：減らす<br>…前回基本計画基準値 71.3%（P8）を最低限<br>目標値とした上で「極力減らす」とすべきと考えます。  | 本計画は、計画期間を令和4年度から令和8年度としていることから、現状を基準値として、目標となる指標を設定しています。 |
| 12 | P28<br>「地産・地消の推進」を掲げるのであれば、<br>【目標となる指標】にも項目を挙げるべきと考えます。  | 新たな指標として、「地産・地消推進拠点の新規設置数」を追加しました。                         |
| 13 | P14-P28<br>「第5章 施策の方向」で具体的施策を列記されておりますが、【目標となる指標】の項目は前回基本計画（P8）と殆ど変わりありません。<br>具体的数値目標設定可能な案件は、極力指標を設定されます様御検討宜しく御願い致します。   | いただいた御意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。                         |
| 14 | P29<br>「計画の推進のために」との事で、体制・対応、「情報の交換・伝達、危機事案の検証などを毎年度実施」「危機管理体制の整備」の記述ありますが、「食の安心・安全」は日常の中で常に問題が発生する/見受けられる案件です（表示不備不適切（原材料表示の法改正対応、割引シールによる表示隠れ 等々）、保存状況不備不適切（冷蔵設備「積載上限」超過、催し等での「要冷蔵」食品の常温陳列 等々））。県行政として、食の安心・安全メーリングリスト登録者だけでなく、県民一人ひとりから食に関 | いただいた御意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。                         |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | <p>する情報を常時収集し、その内容に基づき速やかに広報・行政への反映・事業者への通知指導を実施する体制を整備（するための基本計画作成）御願ひ致します。</p> <p>少なくとも、食品を扱う事業者においては、消費者・購入者の意見疑問がすぐ反映される体制を整える様通知指導願ひます。（大規模店舗は意見箱投書箱設置を義務付ける等。）</p>   |   |
| 15 | <p>P30</p> <p>「国との連携」で『関係省庁と連携を図り、情報交換を密にするとともに、施策の実施に当たって相互協力を努めるほか、食の安心・安全対策に関する要望・提案等を行います』との記述ありますが、これまでの県行政の各種対応から、「国に要請する」どころか「国に不明点等問い合わせる」程度の対応も期待出来ません。</p> <p>前述『 』内記述にあります国への対応を、当該基本計画以外でも常時実施願ひます。</p>  | <p>食の安心・安全に係る施策において、国との連携強化に努めていきます。</p>  |
| 16 | <p>P 9の「数値目標の達成状況」では、「若い世代を対象とした講習会等へ参加者数」の項目が、目標を著しく下回っています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、多人数を集める講習会の開催が難しい状況にあります。加熱不十分な肉類の喫食によるカンピロバクター食中毒の予防などは、特に若い世代に呼びかける必要があると思います。</p> <p>単独の講習会ではなく、県内の大学や専門学校との協力を得て、オンラインで実施されている講座の一部に「食中毒予防啓発」を盛り込むなどの工夫をされてはいかがでしょうか。</p> | <p>いただいた御意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。</p>   |
| 17 | <p>P28の推進地産地消の推進は、「食の安心・安全」や「県内農水産物の需要拡大」だけでなく、農水産物の運搬距離が短くなることで、エネルギーやCO2の削減にもつながる大事な取組みです。</p> <p>指標を設けて、取組みを強化されてはいかがでしょうか。</p>   | <p>新たな指標として、「地産・地消推進拠点の新規設置数」を追加しました。</p>   |
| 18 | <p>表示適正事業所数や食品表示責任者数が目標値を下回るなか、「食品表示ステップアップ制度」を創設する理由は为什么呢。</p>  | <p>適正な食品表示の徹底に向け、表示適正事業所認定制度を発展させ、食品表示の管理の体制を段階的に評価する「食品表示ステップアップ制度」を創設し、事業者の取組を促進することとしています。</p> |

### 【わかりやすい記載を求めるもの】（7件）

| No. | 意見の内容   | 意見に対する県の考え方  |
|-----|---|--|
| 19  | <p>16 案件全ての資料は未確認ですが、意見募集実施資料については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時系列把握しやすいように西暦又は西暦元号併記での表記統一</li> <li>・経緯説明の際は年表資料提示</li> <li>・資料中表・図への附番</li> <li>・目標値設定の場合は、過去実績値・現在値・</li> </ul> | <p>各計画の作成内容については、計画毎に判断し、作成しています。</p> <p>本計画については、第2章において図表番号を明示し、巻末の参考資料に「用語解説」を作成しました。</p> |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | <p>目標値の一括での明示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去計画がある場合は、どこが変わったのかの明示</li> <li>・過去計画、当計画（案）で目標値を設定している場合は、<br/>目標値案件継続の場合は、過去計画の（計画時点）実績値・過去計画目標値・現状値・目標値、目標値案件終了の場合はその理由、目標値案新規設定の場合はその理由の明示</li> <li>・語句説明設定（各頁下方あるいは巻末・別資料。後者の場合は、本文中語句に語句説明ある旨すぐにわかる対応実施の上）を宜しく御願ひ致します。</li> </ul> |  |
| 20 | <p>&lt;全般（一部別途意見済案件有）&gt;<br/>資料には目次を設定願ひます。<br/>目次の無い行政施策資料など本来ありません。</p>   | <p>食の安心・安全推進基本計画（第3次改定版）に目次を追加しました。</p>  |
| 21 | <p>資料中図・表には、説明等容易にするため通し番号設定願ひます。</p>  | <p>第2章においては、図表番号を明示します。その他については、各取組で区分しており、通し番号の記載はしません。</p>   |
| 22 | <p>資料中各種データは、出典を明示願ひます。</p>  | <p>資料中の各種データに参考資料を記載しました。</p>  |
| 23 | <p>一部グラフで元号表記のみで時系列比較が困難となっております。<br/>全ての年（度）表記を西暦又は西暦・元号併記とされます様宜しく御願ひ致します。</p>   | <p>グラフ・表については、見やすさの観点から元号のみ表記しています。</p>  |
| 24 | <p>一部専門用語・行政用語の意味が分かりません。御手を煩わせる事となりますが、用語解説付記（各頁なり巻末・別資料でなり）を御願ひ致します。</p>   | <p>専門用語・行政用語等、意味が分かりにくい用語について、巻末に「用語解説」を作成しました。</p>  |
| 25 | <p>前述の内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図・表への通し番号</li> <li>・各種データへの出典明示</li> <li>・年（度）表記の西暦又は西暦・元号併記</li> <li>・用語解説付記</li> </ul> <p>は、県民意見募集の際常に意見実施しております。<br/>今回当該意見募集資料に当該対応無かった理由を明示願ひます。</p>  | <p>各計画の作成内容については、計画毎に判断し、作成しています。<br/>本計画については、第2章において図表番号を明示し、資料中の各種データに参考資料を記載し、巻末の参考資料に「用語解説」を作成しました。<br/>いただいた意見は、今後の計画策定等の際の参考とさせていただきます。</p> |

### 【パブリック・コメント等に関するもの】（20件）

| No. | 意見の内容   | 意見に対する県の考え方  |
|-----|---|--|
| 26  | <p>年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計16案件（12/28時点）、資料数十ページにもなる案件も含む中で全案件通常と同様の1ヶ月の期間設定は意見募集の体を成していない、と感じます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。（県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。）</p> | <p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。<br/>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p> |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。（「条例等に則って」と言う場合は、「条例等」が「1ヶ月固定絶対、1回限定」としているかどうか明示願います。）</p>   |   |
| 27 | <p>当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願います。</p>   |   |
| 28 | <p>前述、当案件当時期パブリック・コメント/意見募集実施理由への御返答が県行政の処理/スケジュールの関係の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願ひ致します。<br/>         前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p>                             | <p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。<br/>         意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p> |
| 29 | <p>「年末年始含む期間にパブリック・コメント/意見募集案件集中」に関しての前述(期間の年末年始回避、案件集中回避)の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。<br/>         パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応(県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p> |   |
| 30 | <p>同様に、「募集期間に年末年始含む場合」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p>   |   |
| 31 | <p>同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p>   |   |
| 32 | <p>同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p>  |   |
| 33 | <p>前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリック・コメント/意見募集で指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。</p>   |   |
| 34 | <p>前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリック・コメント/県民意見募集で適切な対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示願います。</p>  |   |
| 35 | <p>前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1ヶ月での意見募集16案件集中では意見提示困難です。改めて期間延長を求めます。</p>  |   |
| 36 | <p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実</p>   | <p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p>  |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>施した例がある、と記憶しております。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。（「県の条例に則って(期間1ヶ月で)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。）</p>   | <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>  |
| 37 | <p>前述回答を「県の条例に則って(期間1ヶ月で)実施している」というのであれば、県条例に不備ありますので、条例の改正を管轄部署又は県知事に申請願います。</p>   |   |
| 38 | <p>前述対応しないというならばその理由を明示願います。</p>  |   |
| 39 | <p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願致します)。</p>   | <p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(12月30日の山口新聞)などにより広報に努めました。</p> <p>掲載日が分かれた理由は、パブリック・コメントの開始日が異なるなどのためです。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的な広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p> |
| 40 | <p>今回の意見募集期間重複16件では、県民へのweb以外の広報が新聞広告「山口県からのお知らせ(山口県広報)」(新聞下4-5段広告)への掲載案件と未掲載案件(別途小広告記載)に分かれたと認識しております。県民意見募集の広報手段が分かれた理由を明示願います。</p>   |   |
| 41 | <p>各案件について、前述新聞広告で一方の広告を選択した理由を明示願います。</p>  |   |
| 42 | <p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われまます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。)</p> |   |
| 43 | <p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。（「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』(十分・不十分)を御明示願います。)</p>  |   |
| 44 | <p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切</p>  |   |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | な発行期間と感じます。県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。   |   |
| 45 | 16 案件全ての資料未確認ですが、各件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。(案作成時に実施済とは思いますが一応。) | 本計画は、学識経験者、生産者・事業者団体、消費者団体、県民から公募した委員等で構成する「山口県食の安心・安全審議会」を通じ、様々な分野で活躍されている県民の皆様から直接御意見をお聞きしながら作成しています。 |